

法人設立受任時にアドバイスすべき法人形態

青字＝メリット。赤字＝デメリット。

融資を受けるなら、その法人形態で銀行がOKするか。

「社員」とは、従業員ではなく、総会に出席して法人の運営に参加する個人または団体のこと。

		営利(＝構成員に利益分配する)目的 ←←←			→→→ 非営利(＝構成員に利益分配しない。)		
		株式会社	合同会社 いわゆる日本版LLC	有限責任事業組合 いわゆる日本版LLP	一般社団法人	一般財団法人	特定非営利活動法人 いわゆるNPO法人
特徴		営利(＝構成員に利益分配する。)	営利(＝構成員に利益分配する。)	営利(＝構成員に利益分配する。)	営利・公益・共益 どんなものでも可		
		所有(株主)と経営(取締役)の分離	所有と経営の一致	所有と経営の一致。 組合員は有限責任。 組合契約を登記できるが、あくまで組合。法人格がない。 組合名義で契約できず、また不動産登記もできない。	一定目的のため結合した(法)人の集合に法人格付与。 ↓ 社員となる資格・退社事由を設けることができる。 CF.株式会社	一定目的のための財産に法人格を付与。	特定(法律に列挙)の非営利活動を、不特定多数のためにする法人。 設立後も所轄庁の監督を受ける。 役員の親族制限あり。
	最低財産	1円以上	1円以上	1組合員1円以上	ゼロ円可能	300万円以上	ゼロ円可能
	機関 ()内は任意	株主総会 取締役 (取締役会) (監査役) (監査役会) (会計参与) (委員会) (会計監査人)	社員 (業務執行社員) (代表社員)	組合員 (組合員総会など)	社員総会 理事1名以上 (理事会) (監事) (会計監査人)	評議員3名以上 評議員会 理事3名以上 理事会 監事1名以上 (会計監査人)	社員総会 理事3名以上 監事1名以上
	持分と議決権	原則;1株1議決権	原則;1社員1議決権 例外;業務執行社員を定めた場合は1業務執行社員1議決権	人的貢献にあわせて組合員間で出資比率に拘わらず議決権を設定できる。	原則;1名1議決権	設立者は評議員にならなければ、議決権を有さない。	原則;1名1議決権
	重要事項決定	株主総会の特別決議	重要事項は総社員の同意	重要事項は総組合員の同意	社員総会の特別決議	評議員会の特別決議	定款を変更するためには、所轄庁の認証が必要
設立	定款	定款を作成し、公証人の認証必要(公証人に5万円程)	定款作成義務はあるが、公証人の認証は不要。	LLP契約書の作成が必要。	必要	必要	所轄庁による認証(4か月)
	設立免許税	資本金の7/1000。 最低15万円。	資本金の7/1000。 最低6万円。	6万円	6万円。基金の定めに関わらず。	6万円。拠出財産の価額に関わらず。	非課税
	発起人数	1名以上の発起人。	1名以上	2名以上	2名以上の社員	1名以上の設立者。 遺言でも設立可能	10名以上の社員。
お金	出資者への配	出資比率に応じて配当可能	出資比率に関係なく定款で配当を自由に決められる	出資比率に関係なく配当を自由に決められる	剰余金分配不可	剰余金分配不可	剰余金分配不可
	税金	法人に課税される。	法人に課税される。	・組合に課税されるのではなく構成員ごとに課税。 ・損失は各組合員の所得と通算可能。 ・利益は各組合員への配当に課税される。	【非営利型法人】 ・公益目的事業(34の収益事業を除く)に対して、法人税は非課税 ・34の収益事業に対しては法人税率30%(所得金額800万円以下については22%) ・みなし寄附金制度なし 【上記以外】	【非営利型法人】 ・公益目的事業(34の収益事業を除く)に対して、法人税は非課税 ・34の収益事業に対しては法人税率30%(所得金額800万円以下については22%) ・みなし寄附金制度なし 【上記以外】	毎年(毎事業年度)の決算書等の書類を、所轄庁に提出必要。 収益事業から生じた所得に対しては、課税。 法人住民税(均等割)は、原則課税。
お薦め		社員の少ない資産管理会社向け	法人や個人が連携して事業を行う場合	会費で運用する法人向け	このお金をこういう目的に使用したいという場合		